

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号
許認可等の種類	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可	根拠条項	第12条
審査基準	<p>と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はとさつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>① 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>② と畜場の名称及び所在地</p> <p>③ と畜場使用料又はとさつ解体料の別</p> <p>④ と畜場使用料又はとさつ解体料の額及びその算出基礎</p> <p>⑤ と畜場使用料又はとさつ解体料の適用時期</p> <p>⑥ 変更する場合にあつてはその理由</p> <p>2 と畜場使用料の認可基準</p> <p>諸経費の原価（原価償却費、水道料、修繕費、人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金及び1箇月平均（又は年間）収入額、新設と畜場については推定収入額を勘案し、料金を決定するものとする。</p> <p>3 とさつ解体料の認可基準</p> <p>と畜業者の原価（原価償却費、水道料、修繕費、人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金及び1箇月平均（又は年間）収入額、新設と畜場については推定収入額を勘案し、料金を決定するものとする。</p>		
受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次NO	